

第 37 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 37 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 26 日、第 37 回総会は宮古市役所に招集された。

1. 開会日時 令和 3 年 5 月 26 日(水)午後 1 時 3 0 分
2. 閉会日時 令和 3 年 5 月 26 日(水)午後 2 時 2 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9 名)

1 番 福士 永輝 委員	2 番 古舘 秀巳 委員	
4 番 去石 徹 委員	5 番 高森 昭夫 委員	6 番 竹野 牧子 委員
7 番 中野 正隆 委員	8 番 佐々木 孝之 委員	9 番 阿部 剛夫 委員
10 番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1 名)

3 番 畠山 一伸 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の定めについて
議案第 2 号 農地法の適用外証明願いについて
議案第 3 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

定刻となりました。

本日は、3番畠山一員から欠席の連絡がございました。

現在、委員10名中9名の出席でございます。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第37回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章7番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章7番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には7番中野委員と8番佐々木委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は7件で、取得事由は相続6件、時効取得1件であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。5月分届出合計を読み上げて報告いたします。

3ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがあれば受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

福士委員。

1番福士委員

1番福士です。気になったので教えてください。2番の権利を取得した日、時効取得が昭和21年3月18日が、これは時効が成立した日にちかどうかと、5番の相続の権利を取得した日が昭和21年3月23日になっているのですが、

届出人との時間の差がありそうな気がするのですが、その2つについてちょっと教えてください。

議 長

藤原主査。

藤原主査

先に、付議番号2番の方ですが、あまりこちらに詳しい資料がないのですが、時効取得した日が昭和21年3月18日ということで裁判所で判決が出て、それをもって登記をされているようなので、ある程度の年数を経たのが昭和21年3月ということになるようです。

途中の経緯とうはこちらには何も資料が来ないので、詳しいことはわかりませんが取得した日がその日にちで法務局の登記はされているようなので時効取得が成立したのが昭和21年3月18日ということになるのだと思います。

5番の方ですが、申し訳ありません、今、手元に資料がございませんのでこの後で調べてお返事をするということでもよろしいでしょうか。

申し訳ありません。

議 長

よろしいですか。その他ございませんか。
佐々木委員。

8番佐々木委員

8番佐々木です。2番について、判決が出たということなんですが、いつの判決だか教えていただきたいのと、時効の取得、これのそのものの意味合いを教えていただきたい。3点目が5番なんですけど、相続したのが昭和21年3月で、相続人が58歳というのは、法律的にどうなのかなというところもあるので、すみません、そこも併せて教えてください。

議 長

藤原主査。

藤原主査

まず、2番の方ですけれども、時効取得について簡単にご説明させていただきます。時効取得とは、本来の所有権を持っていなくても、さまざまな条件を満たしていれば、所有権を認められるという制度になっているようです。民法の第162条第1項に20年間、所有の意思を持って平穩にかつ公然と他人の物を占有したものは、その所有権を取得するとあります。

第1項第2号に10年間所有の意思をもって平穩にかつ公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ過失がなかった時はその所有権を取得する、とあります。

申し訳ありません、今、手元に書類が無いので、判決が出た日にちがお答えできないのですが、あとでお調べしてお答えしたいと思います。

第1項と第2号の違いは、善意があったかなかったかということになるようです。この判決の内容までは、資料としていただくことが出来なかったのですが、とりあえず、10年間か20年間占有をされていて、時効取得をされたということになったようです。

申し訳ありませんが、5号の方についてはお調べしてこの後で回答したいと思います。申し訳ありません。

議 長

佐々木委員、よろしいですか。

では、福士委員。

1 番福士委員

1 番福士です。こだわるようですが、2 番は、例えば、悪意で占有していたとすれば、30 年になって、大正時代から使っていたということになるのか、善意で、知らないで使っていたとすれば昭和元年あたりからずっと使っていたということと解釈してよろしいのでしょうか。

議 長

藤原主査。

藤原主査

そういうことになると思います。

詳しいことが、ご本人達には確認できなかったんですけども、この土地がですね、国土調査のときに担当した担当者に話をきいたところ、登記の表題部に住所が無くて所有者がきちんと確認できなかった土地だったようです。おそらく、そのご親戚なり親族の方が占有していたということのようなのでもしかしたら、その明治時代からずっとその方たちが自分たちの土地だという事で使われていたのかなと推測されるのですが。詳しいことはわかりませんでしたけれども。20 年と 10 年ということなので、裁判所でその年数が経ったということで、認めたということだと思います。

議 長

よろしいですか。

その他ございませんか。進んでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第 1 号)

それでは次にすすみます。

日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の定めについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 4 ページをお開き願います。

(議案第 1 号を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー 1 をご覧願います。1 は農地法の抜粋でございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号において、耕作目的で農地に関する権利を取得するためには、原則として、北海道では 2 h a、都府県では 50 a 以上が必要であるとされておりますが、カッコ書きの部分で別段の定めができることとなっております。この規定により、当市においては、平成 22 年 1 月 28 日から下限面積は、10 アールとなっております。

2 の「「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正について」のなかで、この下限面積について、毎年、農業委員会において、設定または修正の必要性を検討し、検討結果をホームページ等で公表するよう通知されております。

3 の(1)の農地法施行規則第 17 条第 1 項では、下限面積についての別段の定めは、10 アール以上であること、下限面積未満の事業者が 100 分の 40 を下らないよう算定するよう定められております。

資料の 2 ページ目でございますが、3 の(2)の施行規則第 17 条第 2 項は、第 1 項のような制限を設けなくて別段の定めをできる場合の規定でございま

す。

4の農地法処理基準3の6の(1)③で、規則第17条第1項を適用すべき場合と、同条第2項を適用すべき場合を述べております。4の5行目のところでございますが、「高齢兼業化などにより、農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積要件の原則の面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れない場合は17条第2項を適用することとなる」とされております。

5の検討の内容でございますが、令和2年度の利用状況調査の結果、管内の遊休農地は123.7ヘクタール、農地全体の約5.7%であり、資料の3ページ目の表のとおり、県内各市に比べ高い状況にございます。よって、4の処理基準③に該当し、規則第17条第2項の規定を適用することとなるものでございます。

検討の結果は、新規就農を促進し、農地の有効利用を図るために、下限面積は現行どおり10アールとし、修正の必要はないとするものでございます。

なお、資料の最後のページの表に、県内他市の下限面積の状況も記載しております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第1号の審議を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の定めについて」を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長
(議案第2号)

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の5ページをご覧ください。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。資料のナンバー2をご用意願います。所在図は1ページでございます。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2をご覧ください。

令和3年5月17日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(1)天災地変等の不可抗力に

より、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(1)に該当し、付議番号 1 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

- 議長 長 次に、月当番の 6 番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
- 6 番竹野委員 6 番竹野です。事務局の説明のとおりで、何ら問題がないものと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 長 質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。
次に付議番号 2 番について、事務局より説明願います。
中屋次長。
- 中屋次長 付議番号 2 番についてご説明いたします。
(議案書議案第 2 号付議番号 2 番を朗読により説明)
資料のナンバー 2 - 2 をご覧願います。
令和 3 年 5 月 17 日に月当番、竹野委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
1 適用外証明の範囲でございますが(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 2 番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議長 長 次に月当番の 6 番竹野委員に発言を許します。
- 6 番竹野委員 6 番竹野です。
ただ今の事務局の説明のとおりでございます。
この地図にあるとおり、ここを通らないと、自宅の前まで行くすべがない

というような土地で、問題ないと見てまいりました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑、討論に入ります。
質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑ないようですので、付議番号 2 番の審議を終わります。
以上で議案第 2 号の審議を終了いたしました。
これより、議案第 2 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りをします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成であります。よって、議案第 2 号は原案のとおり決定をいたしました。
(議案第 3 号) 次に、議案第 3 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を
議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査 議案書の 6 ページをご用意ください。
(議案第 3 号及び議案第 3 号付議番号 1 番から 6 番を議案書の朗読により
説明)

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑ないようですので、議案第 3 号の審議を終了いたします。
これより、議案第 3 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定をいたしました。
それでは、ここで農地法第 3 条の 3、報告第 1 号についての質問について
事務局よりお答えください。
藤原主査。

藤原主査

大変申し訳ございません、昭和ではなく平成の間違いでした。
議案の訂正をおねがいたします。申し訳ございません。

議 長

よろしいでしょうか、佐々木委員、福士委員。
以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第37回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後2時2分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員